

# 第57回全日本歯科学生総合体育大会専用 国内旅行傷害保険「集合」～「解散」補償 冬期大会(熱中症補償なしプラン)のご案内

※国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約等をセットすることができます(保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります。)

本契約は旅行業者のみが扱うことができる保険料面でメリットがある保険商品で、全日本歯科学生総合体育大会の参加者全員を保険の対象となる方として引き受ける契約方式です。



## 傷害 (死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金)

旅行中の事故によるケガを補償します。

例)観光中にケガ



## 賠償責任保険金

旅行中に他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合の損害賠償金を補償します。

例)他人にケガをさせた



## 携行品損害保険金

旅行中の携行品の盗難や、破損により生じた損害を補償します。

例)カバンを盗まれた



## 救援者費用等保険金

旅行中のケガにより継続して14日以上入院した場合等に、看護のために現地に向かった親族が負担した交通費・宿泊費等を補償します。

例)ケガがもとで継続して14日以上入院



「東京海ジョー」は、東京海上日動のキャラクターです。

# ご契約タイプ一覧表

ご契約タイプは4プランから選べますが、各チームで加入出来るタイプは1プランのみです。

おすすめ!

ご契約タイプ		プラン①	プラン②	プラン③	プラン④
傷害	死亡・後遺障害保険金額	500万円	1,500万円	3,000万円	4,000万円
	入院保険金日額*	6,000円	10,000円	14,000円	15,000円
	通院保険金日額	3,500円	6,500円	9,000円	10,000円
賠償責任保険金額 免責金額(自己負担額):0円		1,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
携行品保険金額 免責金額(自己負担額):3,000円		5万円	10万円	15万円	30万円
救援者費用等保険金額		17万円	42万円	75万円	100万円
払い込みいただく保険料 (お1人あたり)	6泊7日まで	450円	907円	1,380円	1,811円
	13泊14日まで	500円	1,000円	1,500円	2,000円

\*手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。

※記載されている傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。  
 なお、急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払いの対象となりませんのでご注意ください(例えば職業病、テニス肩等)。  
 ※この保険契約は、京王観光株式会社を保険契約者とし、同社が取扱う全日本歯科学生総合体育大会に参加する旅行者全員(保険始期前に加入手続きを行う必要あり)を保険の対象となる方とする包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則として京王観光株式会社が有します。

# 補償内容のご説明(お支払いする保険金の概要等)

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種別	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて <b>180日以内</b> に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ(その方が受けるべき金額部分) ●けんかや自殺行為、犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した運転中に生じた事故によるケガ
後遺障害保険	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて <b>180日以内</b> に後遺障害*1が生じた場合。 *1 治療*2の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%~100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●脳疾患、疫病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動によるケガ等 ●燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外の航空機操縦、ボブスレー、スノボ、スキーダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります。) ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ等 ●ちうちう症、腰痛その他の症状で医学的見解のないもの等
入院保険	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合。	入院保険金額に入院*3した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて <b>180日(支払対象日数)</b> を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金は支払できません。 ※支払対象となる「入院日数」は、 <b>180日(支払限度日数)</b> を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ(その方が受けるべき金額部分) ●けんかや自殺行為、犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した運転中に生じた事故によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動によるケガ等 ●燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外の航空機操縦、ボブスレー、スノボ、スキーダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります。) ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ等 ●ちうちう症、腰痛その他の症状で医学的見解のないもの等
手術保険	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて <b>180日以内</b> に病院または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けられた場合。 *4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②「傷」の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ③「先遣医療*5」に該当する所定の手術 *5 「先遣医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先遣医療(先遣医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先遣医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先遣医療は変動する可能性があります)。	入院保険金額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 *5 10倍 ② 上記以外の手術 *5 5倍 ※1事故に基づくケガに対して上記①②の両方を受けた場合には、10倍となります。 ※1事故に基づくケガについて、1回の手術*4に限りです。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ(その方が受けるべき金額部分) ●けんかや自殺行為、犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した運転中に生じた事故によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動によるケガ等 ●燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外の航空機操縦、ボブスレー、スノボ、スキーダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります。) ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ等 ●ちうちう症、腰痛その他の症状で医学的見解のないもの等
通院保険	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合。 *6 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*2を受けることをいいます。ただし、治療*2を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 *7 ギプス・キャスト、ギプスシーン、ギプスシャーシ、副子・シーン・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレス、練副子等およびハローベストをいいます。	通院保険金額に通院*6した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて <b>180日(支払対象日数)</b> を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金は支払できません。 ※支払対象となる「通院日数」は、 <b>180日(支払限度日数)</b> を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療より所定の部位にギプス等*7を常時装着した日数についても「通院した日数」に含みます。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●保険の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●被保険者に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害をお支払いの対象となります。) ●車両(ゴルフカート、レンタカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を含みます。)の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●同乗の親族*9が通常有する旅行用と同じくする親族*9に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任 等
賠償責任(オプション)	日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物(宿泊施設の客室、客室の動産(客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含みます。))を含みます。)*を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額をお支払いします。 ※1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大防止するため必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)*に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ東京海上日動にご相談ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●賠償責任の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●被保険者に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害をお支払いの対象となります。) ●車両(ゴルフカート、レンタカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を含みます。)の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●同乗の親族*9が通常有する旅行用と同じくする親族*9に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任 等
携行品損害保険(オプション)	日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品*12に盗難・破損等の損害が生じた場合。 *12 携行品とは、現金、乗車船券、宿泊券、衣類、カメラ等、保険の対象となる方が所有かつ携行する身の回り品をいいます。 (※)有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、種本、設計書、胎胎(ニット)、モーターボートおよびボートを含みます。)*、自動車(バイクを含みます。)*、ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中の登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動物種、別送品等を含みません。	(携行品*12 1個、1組または1対について10万円を限度とした)損害額*13をお支払いします。 ※乗車券等は通常等については合計5万円を限度とします。 ※13 損害額は、賠償額または修繕費のいずれか低い方となります。 ※損害の発生または拡大防止のために必要・有益な費用、損害賠償請求権の保全手続費用については、お支払いできることがあります。ただし、携行品損害賠償金額が保険期間中の支払の限度となります。 ※1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)3,000円をご自分で負担していただきます。お支払される保険金は損害額*13-免責金額(自己負担額)3,000円 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●保険の対象となる物の火災による損害 ●単なる外傷の賠償に機能に支障をきたさない損害 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動による損害 ●燃料物質の有害な特性等による損害 ●携行品の置き忘れ、紛失*15 ●差し押さえ、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置はお支払いの対象となります。) ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害 等 ●14 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害は保険金のお支払対象となります。 ●15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
救護者費用等(オプション)	①日本国内旅行中に搭乗している航空機や船舶が行方不明または運送した場合の保険の対象となる方がピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に運送した場合。*16 ②日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方が警察等の公的機関より確認された場合。 ③日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガのため、事故の発生の日からその日を含めて <b>180日以内</b> に死亡(事故により直ちに死亡)された場合を含みます。*17 ④ 補償する場合には特別危険担保特約をセットし、別途割増保険料をいただきます。*18	ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の負担した下記の費用をお支払いします。 ※救護者費用等保険金額が保険期間中の支払いの限度となります。 ①捜索救助費用 ②現地への1往復の交通費(救護者2名分まで) ③宿泊料(1名について <b>14日分を限度</b> とし、救護者2名分まで) ④現地からの移送費用*17 ⑤現地での諸雑費(3万円まで) ⑥17 帰宅費用のうち戻費を受けた金額、負担することを予定していた金額はこの費用の額から差し引きます。 (※)他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ●保険金受取人の故意または重大な過失(その方が受け取るべき金額部分) ●けんかや自殺行為、犯罪行為による損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した運転中に生じた事故 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外の航空機操縦、ボブスレー、スノボ、スキーダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります。)* ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間の事故 等 ●18 捜索救助費用については、特別危険担保特約をセットし、割増保険料をいただいた場合でもピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山の行程中に運送したことによって支払った費用は保険金のお支払対象となります。

\*2 保険の対象となる方以外の医師等が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師等が行う治療をいいます。  
\*3 自宅等での治療\*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいいます。  
\*4 96親等内の血族、配偶者\*10または3親等内の姻族をいいます。  
\*10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)  
\*11 婚姻意思\*11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること  
\*11 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたって継続する意思をいいます。  
●上記「賠償」におけるケガとは、有価証券または有価物質による急性中毒、細菌性急性中毒およびウイルス性急性中毒を含みます。なお、急性性、偶然性、外來性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください(例えは職業病、テニス肩等)。

●「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。ただし、本パンフレットの契約については「旅行者がご付保する国内旅行傷害保険契約に関する特約」がセットされているため、団体旅行の集合地に集合した時から解散地へ解散するまでの間となります。  
ご加入に関するご注意  
①この保険契約は、京王観光株式会社を被保険者と、京王観光株式会社が取扱う全日本歯科学生総合体育大会に参加する旅行者全員(保険開始前に入会手続きを行う必要あり)を被保険の対象とする方とする包括契約です。その為、保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は、原則として被保険者となる京王観光株式会社があります。京王観光株式会社は加入者から解約、変更請求等のお申し出があった場合には、必ずこれらに必要と対応を行います。  
②補償の重複について：賠償責任追担保特約等ご契約される場合、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*11を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すること、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われる場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認の上で、特約等の要否をご検討ください。\*12  
\*11 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。\*12 1契約ごとにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。  
この保険にご加入者の皆様をご利用いただける「ファミリーサポートサービス」の詳細については、専用チラシをご確認ください。

このパンフレットは、国内旅行傷害保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」を**よくお読みください**。また、詳細は『国内旅行傷害保険ご契約のしおり』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険の対象となる方全員にご説明いただけますようお願い申し上げます。なお、東京海上日動の代理店は東京海上日動と委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、東京海上日動と直接契約されたものと見なされます。

お問い合わせ先 ＜取扱代理店＞京王観光株式会社 東京第1支店 〒160-0022 東京都新宿区新宿2-3-10 新宿御苑ビル2階 TEL : 03-5312-6540 FAX : 03-5379-0740	＜引受保険会社＞ 東京海上日動火災保険株式会社 担当：航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア WEST 9階
--	---